

# 「台風接近」及び「大雨」による登下校ガイドライン

令和4年6月17日改訂  
長崎市立三原小学校

## 1 台風接近の場合

### 【前日に決定の場合】

- ① 長崎市教育委員会が午前10時の気象庁予報で判断し、正午までに各学校に通知する。  
あわせて長崎市ホームページにも対応を掲載する。
- ② 学校は通知を受けて、三原小安心安全メールや緊急連絡網、文書のいずれかにて保護者に通知する。  
○長崎市が暴風警戒域に含まれ、長崎市内全域にわたって被害が予測される場合  
→**一斉臨時休校**とする。  
○登校時刻に暴風警報が予測されるが、その後、台風が遠ざかり暴風警報解除が予測される場合  
→**登校時刻の変更**を行う。

※ コースが逸れて長崎市全体が対象にならなかったり、時間帯がずれて通学時間にかからないと予想されたりする場合は、以下の**学校独自のガイドライン**にて判断します。

### 各校ごとに判断する場合

### 【学校独自のガイドライン】 ※前日に市内一斉で決定されなかった場合

- ◆ 午前6時30分の時点で長崎市中央地域に**警報（暴風警報、大雨特別警報等）**が発令されている場合  
→**臨時休校**
- ◆ 午前6時30分までに上記の全ての**警報が解除**された場合  
→**通常通り登校**

○ 警報が解除されても、通学路が崩れるなどで保護者が「危険である」と判断されましたら、登校させないでください。その時は、学校に連絡をお願いします。

※臨時休業、登校時刻や下校時刻の変更を行う場合は、中学校区での連絡調整を行ってから決定・通知します。

## 2 大雨の場合

### 【前日に決定の場合】

- ① 長崎市に「**大雨特別警報**」等が発令され、翌日も大きな被害が予測される場合  
→すべての長崎市立小中高等学校を**一斉臨時休校**とする。
  - ② 学校は通知を受けて、三原小安心安全メールや緊急連絡網、文書のいずれかにて保護者に通知する。
- ※ コースが逸れて長崎市全体が対象にならなかったり、時間帯がずれて通学時間にかからないと予想されたりする場合は、以下の**学校独自のガイドライン**にて判断します。

### 【登校前】 ※午前6時30分の防災気象情報に基づいて対応する。

- 長崎市**中央地域、浦上地域**に「**大雨特別警報**」が発令された場合  
→全ての長崎市立小中高等学校を**一斉臨時休校**とする。
- 午前6時30分の時点で、長崎市**中央地域、浦上地域**に**避難指示**が発令されている場合  
→**臨時休校**とする。
- 午前6時30分の時点で、長崎市**中央地域、浦上地域**に**高齢者等避難**が発令されている場合  
→**安全を確認して登校**とする。

### 【登校後】

- 長崎市**中央地域、浦上地域**に「**避難指示**」が発令が予測された場合  
→**下校時刻を早めての集団下校等**とする。

【備考】 ○三原小学校区が該当する長崎市中央地域及び三川中学校区が該当する長崎市浦上地域の防災気象情報は、長崎市ホームページ等で確認することができます。

○学校の対応については、保護者に三原小安心安全メールにて通知しますが、インターネット回線の状況により、配信が遅れることがありますので、ご注意ください。